

京丹後市建設工事等指名選考委員会設置規程

平成16年4月1日

訓令第20号

(設置)

第1条 京丹後市が発注する建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事(以下「建設工事」という。)の競争入札参加者の適正な選考を行い、もって建設工事の請負契約の履行を確保するため、京丹後市建設工事等指名選考委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(組織)

第2条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は副市長、副委員長は総務部長をもって充てる。

3 委員は、建設部長、農林水産部長、上下水道部長及びその他委員長が必要と認める職員をもって充てる。

(委員長及び副委員長の職務)

第3条 委員長は、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(選考事項)

第5条 委員会は、別に定める選考基準に基づき、次に掲げる事項について審査する。

(1) 競争入札参加者の選考に関すること。

(2) 競争入札参加者の指名制限又は指名停止に関すること。

(選考事項の付議)

第6条 委員会の会議に付する事項は、総務部財産管理課長が提案する。

(秘密の保持)

第7条 委員会の議事は、公表しない。

2 委員会の出席者は、会議において知り得た事項を他に漏らしてはならない。

(準用)

第8条 物品の購入及びその他の契約に係る業者の選考については、この訓令を準用するものとする。

(その他)

第9条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月30日訓令第6号)

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年4月1日訓令第4号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。